

県産農産物販売促進特別対策事業実施要領

令和3年12月22日決裁

令和4年4月1日一部改正

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食を中心に県産農産物の需要が減少し、特に米は令和2年産米も含め大きな在庫が生じている。

そのため、外出ができる環境が訪れる中で、県産農産物全体の消費を喚起するキャンペーンを実施し、外食を含む幅広い経路を通じて、米をはじめとする県産農産物の消費拡大を図る。

第2 事業内容

本事業において実施する事業の内容は、別表1に掲げるとおりとする。

第3 事業実施主体

事業実施主体は食品関連事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人のうち、別表1に掲げるとおりとする。

第4 支援対象

県産農産物を使ったキャンペーン等を実施する際に使用する食材費やPR資材費等を支援対象とする。

第5 事業の実施期間

県産農産物を使ったキャンペーン等を実施する期間は、単年度とする。

第6 実施手続

1 事業の着手

事業の着手は補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上でやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した様式第1号の交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

2 事業の完了報告等

本事業については、交付決定を受けた年度において事業を完了するものとし、事業実施主体は、事業を完了した日から1か月を経過した日又は当該年度の3月18日のいずれか早い日までに、実施状況報告書を知事に提出するものとする。

ただし、県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付要綱第9条に規定する実績報告

書の提出をもって、これに代えることができる。

第7 推進体制

県は、本事業を地域の実情に即し円滑かつ適正に推進するため、関係する機関や団体等と緊密な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての募集推進と出店確認に当たるものとする。

第8 助成措置

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は、農業ビジネス支援課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年12月22日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。